



著作権について

レポート・論文を作成するときの視点から作成しています。

著作権法は頻繁に変わっています。最新の内容を把握するようにしましょう。

著作権制度の概要

- レポートや論文の作成にあたって“著作物”を利用するときは、「著作権」に注意を払いましょう。
- 「著作権」とは、著作者等に付与されている、著作物を無断で利用されない権利のことです。
- 安易に著作物を利用すると、著作権を侵害してしまう恐れがあります。



著作物とは

「著作物」は次のように定義されています。

- ①「思想又は感情」を
- ②「創作的」に
- ③「表現したもの」であって
- ④「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの



著作物の種類

著作物とは本だけだと思いませんか？

例えば、次のようなものも「著作物」になります。

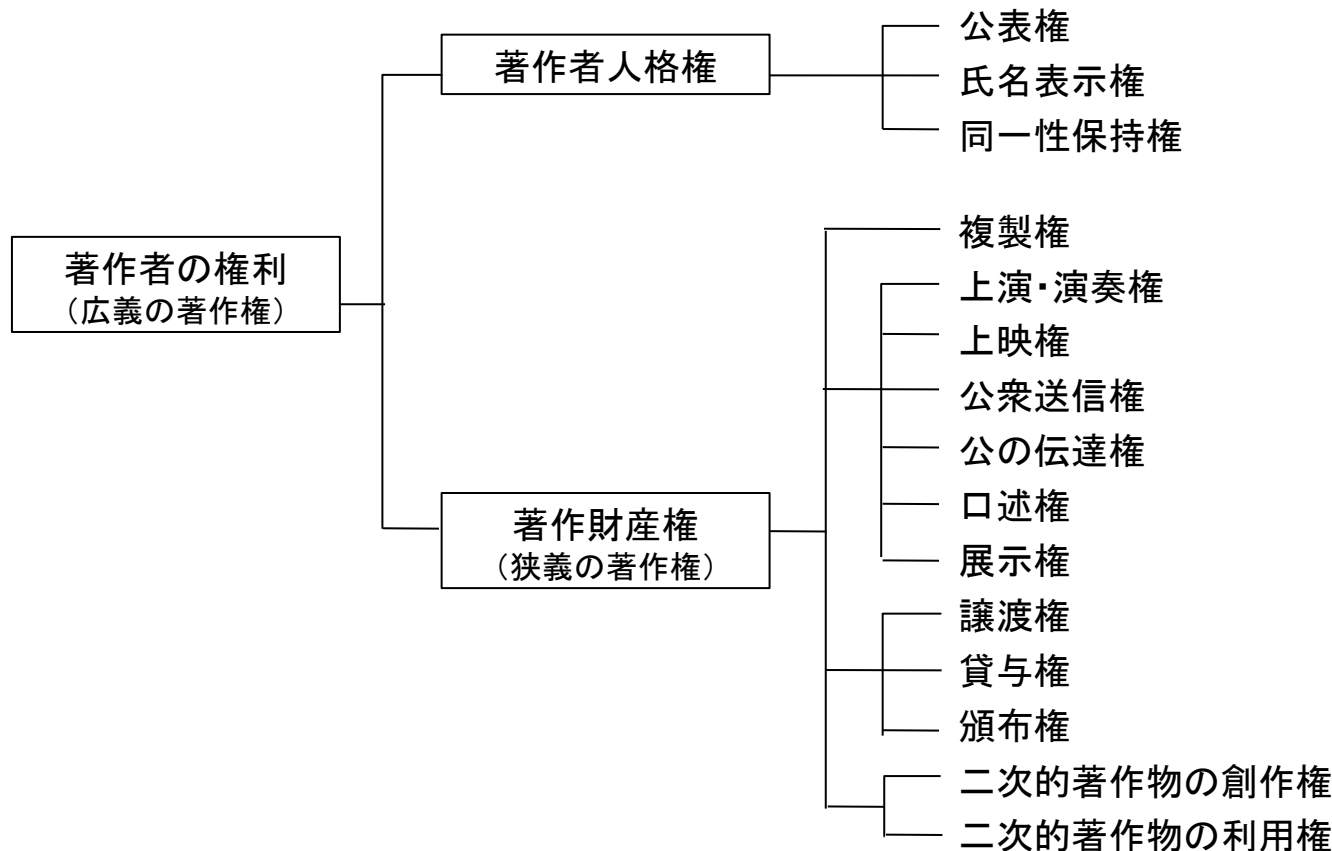
(一例)

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

著作者の権利

著作物を創作する人を「著作者」といいます。

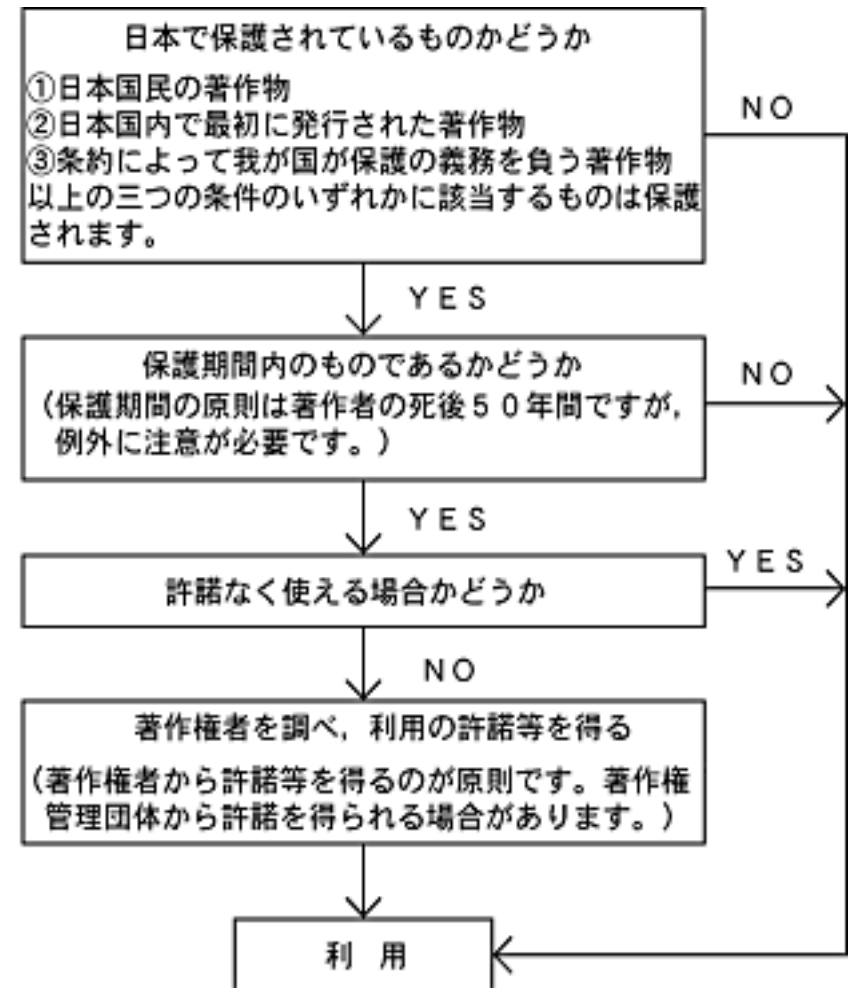
著作者の権利は、著作権法で下図のとおり定められています。



著作物の利用

右フローチャートに則して
著作(権)者の許諾の
要否を判断してください

次ページ以降、
本学の事例にあてはめて、
よくあるシーン別に、
著作物の利用方法を
説明します。



scine 1 図書館でコピーする場合

【図書館等における複製等(第31条1項)】

図書館等においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

scene 2 授業に必要な資料をコピーしたい

【教育機関における複製等(第35条1項)】

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを

= 本学

除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その

= 教員及び学生・生徒等

授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、

= 授業での利用を目的とする

必要と認められる限度において、公表された著作物を複製するこ

= 自ら利用するために必要な限度で(諸説あり)

☞ 複製以外の利用は
35条2項参照

とができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び

態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、

= 著作権者の利益が害されるような利用は不可

この限りでない。

レポート・論文作成のため新聞・雑誌記事を利用したい①

【時事問題に関する論説の転載等(第39条1項)】

新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会

☞ 掲載メディアが新聞・雑誌以外(例:オンライン)だと対象外。

上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く。)

☞ 社説等著者の意見が加味されたもののこと。学術論文は対象外。

は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線

☞ 転載メディアが新聞紙・雑誌に限られる。レポート・論文作成のための利用なら第32条により可。

放送し、若しくは(中略)自動公衆送信(中略)を行うことができる。

= インターネットを使ったサーバ送受信

ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限り

☞ 特に雑誌の場合、「禁転載」等の文言がないか確認しましょう。

でない。

※単なる事実を報道する新聞・雑誌記事等の場合は、著作物に該当しないため、
無断利用OK。(第10条2項)

レポート・論文作成のため新聞・雑誌記事を利用したい②

【引用(第32条1項)】

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

☞ 次の3つの条件を満たすことが必要と考えられています。

- ①主従関係(引用する側とされる側の双方は、質的量的に主従の関係であること)
- ②明瞭区分性(主従が明確に区分されていること)
- ③必然性(なぜ、それを引用しなければならないのか)

著作物が自由に使える場合

次のような著作物については、著作権の目的とはならないこととされています(第13条)。

- 一. 憲法その他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む。)
- 二. 国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の告示、訓令、通達など
- 三. 裁判所の判決、決定、命令など
- 四. 一.から四.の翻訳物や編集物(国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの)

著作権が自由に使える場合でも・・・

利用に当たっては、原則として出所の明示をする必要があります(第48条)。

複製されたものを目的外に使うことは禁止されています(第49条)。

著作者人格権を尊重しなければなりません(第50条)。